

## ＜経済環境適応資金 パワーアップ資金【地域未来投資】＞

(1) 資金名(略称)	パワーアップ資金【地域未来投資】(略称「環 未来」)	
(2) 融資対象※	地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号。以下「地域未来投資促進法」という。）第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引計画を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者	以下の①から③のいずれにも該当するもの なお、①ウについては申込日までに新しい決算が確定した場合は、当該決算においてもこの要件を満たすことが必要 ① 地域未来投資促進法第 13 条第 1 項に規定する地域経済牽引計画(以下のアからウまでに掲げる事項の記載があるものに限る。)を主務大臣又は知事から承認を受けている中小企業者 ア 承継等特定事業者及び被承継等特定事業者の名称 イ 事業承継等の内容及び実施時期 ウ 承認申請日の直前の決算において以下の要件を満たすこと (イ) 資産超過であること (ロ) EBITDA 有利子負債倍率（(借入金・社債－現預金) ÷ (営業利益＋減価償却費)）が 15 倍以内であること ② 申込日直前の決算において法人・個人の分離がなされていること ③ 申込日において、返済緩和している借入金がないこと
(3) 資金用途	地域未来投資促進法第 13 条第 1 項に基づく主務大臣又は知事の承認を受けた地域経済牽引事業計画の実施に必要な事業資金	
(4) 融資限度額	2 億 8,000 万円	
(5) 融資期間・利率	1 年超 3 年以内 年 1.1%以内	
	3 年超 5 年以内 年 1.2%以内	
	5 年超 7 年以内 年 1.3%以内	
	7 年超 10 年以内 年 1.4%以内 ※資金用途は設備資金に限る	
	10 年超 13 年以内 年 1.5%以内 ※資金用途は設備資金に限る	
	13 年超 15 年以内 年 1.6%以内 ※資金用途は設備資金に限る	
(6) 金利区分	特別金利 3	
(7) 貸付方法	証書貸付	
(8) 返済方法	据置 1 年以内の分割返済	
(9) 保証制度	地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】	特例地域経済牽引事業関連保証【別枠保証】
(10) 責任共有制度	対象	
(11) 必要書類	① 承認地域経済牽引事業計画に係る通知書の写し ② 承認地域経済牽引事業計画に係る承認申請書（変更の承認があったときは、変更後のものを含む。）の写し ③ 承認地域経済牽引事業計画に従って承認地域経済牽引事業を実施していることを確認した旨の通知	
		④ 財務要件等確認書
(12) 申込受付機関	取扱金融機関	
(13) 連帯保証	法人代表者の連帯保証を徴求しない	

※ 地域未来投資促進法第 19 条第 1 項に規定する承認地域経済牽引事業者は中小企業者とみなす。